

第4回教育委員会会議録

1. 日 時 令和7年7月1日（火）
開会：午後1時30分
閉会：午後2時00分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：下川博大 委員：江崎正己
委員：河村陽子
4. 事務局
教育部長：長野秀文 教育総務課長：山口秀郎
学校教育課長：堤好弘 社会教育課長：小林勇作
人権・同和教育課長：深町浩一 教育指導主事：藤木雄一郎
学校教育課長補佐兼学事担当係長：山本啓介 教育総務課総務担当係長：井手雄香
指導主事：福永美智也 指導主事：金子尚文
指導主事：徳永裕
5. 書 記
教育総務課：長野祐樹
6. 傍聴者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第36号 筑後市教育研究所の改組に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

教育長 議案第36号 筑後市教育研究所の改組に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてということで提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第36号を説明いたします。

これは前回教育委員会に教育研究所の設置条例の改正を提案いたしまして、

6月議会で可決をさせていただいておりますけれども、その関係規則を整理するための規則の制定ということになっております。

内容としては、議案の2ページに説明を載せておりますが、具体的な制定・改正内容のところに白丸で3つ、関係の規則を載せております。教育研究所設置条例施行規則、それから、筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則、筑後市教育委員会公印規則という3本の規則を併せて改正するものです。

内容については、新旧対照表が7ページから載っておりますけれども、まず、7ページの教育研究所設置条例施行規則におきましては、組織の名前が変わりますので、この規則の表題から「筑後市教育支援センター設置条例施行規則」ということで変わってまいります。

以下、施設名が研究所から支援センターに変わりますので、対応するところを変更させていくとともに、第2条、「研究所に」、「所長」、「研究所指導主事」といった名称を示しているところには、「センターに」、「センター長」、「センター指導主事」というふうに対応させながら変更しております。

それから、この第2条におきましては、スクールソーシャルワーカーの配置を今回しておりますので、併せてここの中に「スクールソーシャルワーカー、研究員その他必要な職員を置く」ということで変更しているところでございます。

以下、同様に研究所からセンターに変わるというところで対応させながら変更しております。

9ページが筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の新旧対照表になっておりまして、これは教育委員会内の各組織、それから、所掌事務等を定めておりますけれども、学校教育課の所掌の中に「筑後市教育研究所に関すること。」という項目が第5条関係でございますので、その部分を「筑後市教育支援センターに関すること。」というふうに改正をいたします。

続けて、一番下ですけれども、筑後市教育委員会公印規則におきましては、ページが次になりますが、「筑後市教育研究所長之印」というところを「筑後市教育支援センター長之印」ということで、新たな組織、それから、役割の名称に対応して改正をするものでございます。

以上です。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

以上の変更等については、議会で全員賛成ということでご了承いただいて、確定をしたところですので。機能強化ということについても、議員の皆様もご理解いただいて、ぜひよろしくということでの励ましの言葉というか、そういうお話もありましたので、紹介をしておきたいと思っております。

それでは、採決に入らせていただいておりますのでよろしいですか。

(異議なし)

教育長 それでは、議案第36号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第37号 筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第37号 筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第37号、この規則につきましては、市が雇用する会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めておりますけれども、改正理由としては、先ほどの教育支援センターへの改組に伴うものでございまして、内容としましては、新旧対照表が15ページにございますが、各会計年度のどのような職が何級何号という給料表に対応するかというのを定めた別表第1というのがございますけれども、その中にこれまで「教育研究所長」、それから「教育研究所指導主事」という名称がありましたものを、改正後としては「教育支援センター長」、それから「教育支援センター指導主事」ということで、新たな名称で改正をするものでございます。対応する号給等の変更はございません。以上でございます。

教育長 センターの名称の変更に伴う名称の変更ということでの提案です。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、議案第37号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(3) 議案第38号 筑後市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

教育長 続きまして、議案第38号 筑後市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について。社会教育課長。

社会教育課長 それでは、資料は16ページから19ページとなっております。

まず初めに、17ページをご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、令和7年4月1日付で新たに筑後市地域学校協働活動推進員を任用しておりますが、その設置要綱も新規制定となります。本来でございましたら任用前に要綱を作成しておくべきところではございましたが、こちらのほうで失念をしております、このタイミングでの制定となりました。大変申し訳ございません。今後はこのようなことがないように、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

それでは、具体的な内容についてでございますが、19ページをご覧いただ

きたいと思います。

こちらはご覧のとおり、本要綱では設置、任命、職務、委任について定めておりまして、第3条の職務におきまして、地域学校協働活動推進員のリーダーとして、また、それぞれの推進員間の連絡調整、推進員への助言及び指導並びに事例紹介、地域住民等の理解促進、推進員の育成、人材の発掘、確保といった内容を列記させていただいております。

最後になりますが、附則の施行日についてですが、本来であれば遡及適用にならないところがございますが、令和7年4月1日の時点で改正要綱の規定が適用されることを明確にするために特例として遡及適用の規定を設け、適用させていただいているところがございます。

私のほうからは以上でございます。

教育長 説明は終わりました。

先ほど課長が申し上げましたように、本来であれば昨年度、年度内に提案をして確定しておくべき内容であったんですが、遅れておりまして、大変申し訳ないというふうに思っておりますが、人員は今、実際活動していただいておりますので、それに合わせた形での推進員設置要綱ということで、今回改めて提案をさせていただいたところです。

今、社会教育課に水田小学校の教頭先生だった馬場先生が来ていただいて、地域学校協働活動推進員ということで、筑後南小学校が新しく地域が広がって始まりましたので、古島小校区と下妻小校区のつなぎとか、そういったことを一番メインにお願いしているところですが、そのほかにも地域学校協働活動について推進を図っていただくということで、今、力を発揮していただいておりますので、そういうことで設置要綱を提案させていただきました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第38号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

以上で議事を終了いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

- (1) 議案第36号 筑後市教育研究所の改組に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- (2) 議案第37号 筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について
- (3) 議案第38号 筑後市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

4 報告事項

- (1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告
①非常勤職員の任用について

5 その他

- (1) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば